

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十二月十五日

青森県知事 宮下宗一郎

一 商号又は名称 有限会社山地左官工業

三　主たる営業所の所在地

四 三
主たる営業所の所在地 バ戸市大字糸場字大沢一四の三
許可番号 青森県知事許可(般一二)第一三九七一号

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、左官工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業

七 取消しの原因となつた事実

令和七年七月三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届

する。

A vertical decorative border on the right side of the page, consisting of a series of small, wavy lines.

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により 次のとおり

令和七年十二月十五日

青森県知事
宮下宗一郎

一 商号又は名称 有限会社マルコウ

三　　庄たる當業所の所在地　　八三市大字大久保字大山二四の三六〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一七六六五号

五 取消年月日 令和七年九月二十六日

建設業者の許可の取消し

建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年八月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社児玉組

二 代表者の氏名 児玉節子

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一四六の三七

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一四一六五号

五 取消年月日 令和七年十月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

土木工事業、及び・土工工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

令和七年九月十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和7年十二月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和7年十月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

- 一 商号又は名称 秋田住築
- 二 氏名 秋田和夫
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木一四〇の一六八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第四〇〇三〇八号
- 五 取消年月日 令和7年十月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
- 令和7年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和7年十二月十五日
- 青森県知事 宮 下 宗一郎
- 一 商号又は名称 株式会社三沢淨化槽清掃センター
- 二 代表者の氏名 大澤祐一郎
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市岡三沢三丁目九の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二）第九九二四号
- 五 取消年月日 令和7年十月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

(発行所 青森市長・島 一丁人)
森目一 番一 県号
(印刷所 青森市第二 東奥印刷株式会社)
販売人 奥屋町三丁目 式会七号

定価小口一枚二付二十一円七十銭

毎週月・水・金曜日発行